

## 尼崎市非強制徴収債権回収業務委託に係る質問書に対する回答

資料名	ページ	項目等	質問内容	回答
仕様書	2	7業務の内容 (6)報告業務 ア定期報告 (ア)催告の実施状況	催告の実施状況報告書面は、交渉履歴で宜しいでしょうか。	仕様書の当該項目(7(6)ア(ア))に記載の報告事項が含まれておりましたら、様式は問いません。 なお、報告の方法としましては仕様書別表の項目にあります、【債権の名称】ごとに分けて報告書の作成を行ってください。
仕様書	3	7業務の内容 (6)報告業務 ア定期報告 (イ)収納状況	収納状況の報告書面は、入金明細書で宜しいでしょうか。	仕様書の当該項目(7(6)ア(イ))に記載の報告事項が含まれておりましたら、様式は問いません。 なお、報告の方法としましては仕様書別表の項目にあります、【債権の名称】ごとに分けて報告書の作成を行ってください。
仕様書	3	7業務の内容 (6)報告業務 ア定期報告 (ウ)納付相談・指導の実施状況	納付相談・指導の実施状況報告書の市指定様式は御座いますでしょうか。	様式は問いません。 なお、報告の方法としましては仕様書別表の項目にあります、【債権の名称】ごとに分けて報告書の作成を行ってください。
仕様書			公用請求は可能でしょうか	公用請求を行うことは想定しておりません。
仕様書	別表	委託予定債権一覧	本件にてご委託予定の債権には、かつては私人委託不可となっていた債権が含まれています。 先般の地方自治法及び同法施行令の改正により、必要な手続きを進められた場合は「収納に係る私人委託可」となりましたが、今回ご委託予定の債権についてもそれらの手続きを取られ、私人により「未収金管理回収業務」として受託が可能となっていると考えてよいかご教示ください。	今回の募集で、収納事務を委託する予定の債権としまして、仕様書別表の「令和5年度契約から委託を予定している債権」に記載された3債権(住宅家賃、市営住宅駐車場使用料、住宅資金貸付金回収金)となっており、こちらの3債権については地方自治法施行令第百五十八条第一項に規定する使用料及び第六項に規定する貸付金の元利償還金に該当するため、収納事務の委託について法令上差し支えないと判断しております。
仕様書	1~3	7業務の内容	月次の報告書提出先は1か所で問題ないかご教示ください。 また同様に収納金の送金先も一つの口座(または現金払込票兼納付書等)と考えてよいかご教示ください。	受託者から委託者への報告書の提出先につきましては、委託者側の窓口として法務支援担当と受託者のやり取りを想定しており、法務支援担当から庁内の債権所管課へ情報連携を行う予定です。  送金先につきましては、各債権及び各債権所管課ごとに異なり、各債権所管課が発行する納付書を使用してお振込みを行っていただきます。
仕様書	2,3	7業務の内容 (6)報告業務	報告方法や報告様式は別途協議が可能かご教示ください。	仕様書に記載のある報告項目については必須となり、報告の方法としましては仕様書別表の項目にあります、【債権の名称】ごとに分けて報告書の作成を行ってください。 上記以外につきましては、契約候補者決定後に協議可能です。
募集要項	2~5	4 企画提案書に関すること	企画提案書のページ数に制限をお考えかご教示ください。	企画提案書のページ数に指定は設けておりません。